

2020年度入学試験における大規模自然災害に係る特別措置

2019年の台風第15号により被害に遭われた皆さまには心よりお見舞いを申し上げます。

大阪体育大学では、台風第15号の影響により被災された世帯の受験者に対し、特別措置を講じることになりました。以下の内容をご確認いただき、該当する方で特別措置を希望される場合は、所定の手続きを行ってください。

【入学検定料】

1.対象者

本学が指定した災害（以下「災害」）・対象地域（以下「対象地域」）において被災された世帯の受験者（学部・大学院）で、以下のいずれかの要件に該当する方を対象とします。

※本学が指定した災害・対象地域は P3 参照。

- ①家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で死亡または行方不明となられた場合。
- ②家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で入院・長期加療された場合。
- ③家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で全壊（全焼含む）・半壊（修理不可能で取り壊すもの、半焼含む）・床上浸水となった場合。

2.特別措置の内容

本学への入学の有無にかかわらず、入学検定料を返還します。

【入学金】

1.対象者

本学が指定した災害（以下「災害」）・対象地域（以下「対象地域」）において被災された世帯の受験者（学部・大学院）で、以下のいずれかの要件に該当する方を対象とします。

※本学が指定した災害・対象地域は P3 参照。

- ①家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で死亡または行方不明となられた場合。
- ②家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で入院・長期加療された場合。
- ③家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で全壊（全焼含む）・半壊（修理不可能で取り壊すもの、半焼含む）となった場合。

2.特別措置の内容

本学に入学された方を対象として、入学金を返還します。本学への入学を辞退された場合は入学金の返還対象とはなりませんのでご注意ください。

【学費（授業料のみ）】

1.対象者

本学が指定した災害（以下「災害」）・対象地域（以下「対象地域」）において被災された世帯の受験者（学部・大学院）で、以下のいずれかの要件に該当する方を対象とします。

※本学が指定した災害・対象地域は P3 参照。

- ①家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で死亡または行方不明となられた場合。
- ②家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で入院・長期加療された場合。
- ③家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で全壊（全焼含む）・半壊（修理不可能で取り壊すもの、半焼含む）となった場合。

2.特別措置の内容

本学に入学された方を対象として、1年次（初年度）前期学費（全額もしくは半額）を返還します。なお、被災状況によって、返還する金額が異なりますのでご注意ください。

①1年次（初年度）前期学費全額返還

- ・家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で死亡または行方不明となられた場合。
- ・家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で全壊（全焼含む）となった場合。

②1年次（初年度）前期学費半額返還

- ・家計支持者が「対象地域」に居住されていた、または「災害」後に「対象地域」から転居された場合で、当該の家計支持者が「災害」に起因する事由で入院・長期加療された場合。
- ・家計支持者が所有または居住する家屋が「災害」以前に「対象地域」に所在していた場合で、当該家屋が「災害」に起因する事由で半壊（修理不可能で取り壊すもの、半焼含む）となった場合。

申請方法

以下の書類を、入学試験出願書類とともに提出してください。

①特別措置申請書（本学所定用紙を入試情報サイトからダウンロードしてください）

②被災状況を証明する書類（いずれもコピー可）

- ・「罹災証明書」「死亡診断書」「行方不明証明書」「診断書」等
- ・内容確認のため、これら以外にも書類を提出いただくことがあります。

※入学検定料、入学金、学費（授業料のみ）の特別措置申請書は共通のため、1通で構いません。また被災状況を証明する書類も1通で構いません。

返還方法

1.入学検定料

本学の審査により返還が決定した場合には、申請いただいた口座に返還します。

2.入学金・学費（授業料のみ）

本学の審査により返還が決定した場合には、入学式後、申請いただいた口座に返還します。

審査決定通知書

受験票と共に郵送します。

本学が指定する災害・対象地域（災害救助法適用地域）

災害	対象地域（9/24 現在）	
台風第 15 号による災害	東京都	島しょ大島町
台風第 15 号の影響による停電に伴う災害	千葉県	千葉市（中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区）、 銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、 東金市旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、 四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、 南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、 大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、 香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、 山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、 長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、 長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、 夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町